

# 後期高齢者医療制度の

## 新しい保険証を

## お届けします

8月1日からは、同封した「**藤色**」の保険証を使ってください。病院などにかかる時は、この保険証を必ず窓口で見せてください。

8月1日以降は、今までお使いの「**オレンジ色**」の保険証は無効となり、使えなくなります。

### 臓器提供意思表示欄について

臓器移植に関する法律の改正により、保険証の裏面を変更し、「臓器提供意思表示欄」を設けました。

記入方法等についての詳細は、同封のリーフレットをご覧ください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）について

入院したとき、減額認定証の交付を受け、医療機関の窓口提出することで食事代等が減額されます。交付された減額認定証は、必ず入院時又は入院した月の月末までに医療機関の窓口提示してください。

なお、**減額認定証が交付されていないと、この減額は適用されません**ので、下の **①対象者** のうち、減額認定証が必要な方は、**②手続方法** をご確認ください。

#### ①対象者

「**世帯全員が住民税非課税(低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ)**」の方  
所得区分については、同封の小冊子6ページをご覧ください。

#### ②手続方法

##### ◎既に減額認定証をお持ちの方

現在交付されている減額認定証の有効期限は、「平成23年7月31日」です。

**8月以降も『①対象者』に該当する方は、自動更新されますので、申請の必要はありません。**なお、今回保険証に同封されていない方は、8月末までにお住まいの市町の後期高齢者医療担当課から送付されます。

##### ◎減額認定証をお持ちでない方

現在、減額認定証をお持ちでなく、『**①対象者**』に該当される方は、**必ず入院される時にお住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口申請をしてください。**  
(申請がないと減額認定証は交付されません。また、食事代等の減額が適用されるのは申請された月の初日からになりますので、ご注意ください。)

## 保険料の通知について

**平成23年度の保険料については、8月に通知させていただきます。**

4月以降、すでに年金差し引きにより保険料を仮徴収させていただいている人についても、改めて8月に通知させていただきます。

ただし、今年の6月及び7月に後期高齢者医療制度に加入した人については、9月に保険料に関する通知をさせていただきます。

## 保険料の納めかた

**保険料は次のいずれかの方法により納めていただくことになります。**

<b>1</b> 特別徴収	年金が支給される際に、保険料が差し引かれます。 年金を受給している人は、法令により特別徴収が原則となっております。
<b>2</b> 普通徴収	特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替により保険料を納めていただきます。 納付書はお住まいの市(区)役所または町役場から送付され、お近くの金融機関等で納めることができます。

**保険料の納付は年金からの差し引き(特別徴収)から口座振替へ変更することができます。**

口座振替を希望される場合は、お住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口へご相談ください。  
変更手続きの時期によっては、直近の年金受給月からの変更間に合わない場合があります。

詳しくは同封の小冊子15・16ページをご覧ください。

## 保険料の納付について

**皆様に納めていただく保険料は、病院や薬局へ支払われる皆様の医療費へ充てられています。**

安定的な医療制度を維持していくために不可欠ですので、納め忘れのないようお願いいたします。

また、事情があって保険料の納付が困難なときなど、納付に関することはお住まいの市(区)役所または町役場の担当窓口へご相談ください。

## 救急病院にはマナーを守って受診しましょう

現在、休日や夜間に救急病院を受診する方が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。救急医療はあくまでも急病時のためのものです。安易に休日や夜間などの時間外受診をするのはやめましょう。

また、日頃から自分の症状を把握し、相談できる「かかりつけのお医者さん」を持ち、具合が悪いときは早めの受診を心掛けましょう。